

15-52 利潤の利子と企業者利得とへの質的な分割による搾取の曖昧化

「しかし、(企業者利得が資本としての資本から生ずるのではなく、生産過程から現れることによって——青山)資本から分離されれば、生産過程は労働過程一般である。したがって、産業資本家も、資本所有者から区別されたものとしては、機能する資本としては現われないで、資本から離れて見ても機能者であるものとして、労働過程一般の単なる担い手として、労働者として、しかも賃金労働者として、現われるのである。……すなわち、この対立(労働に対する直接的対立——青山)がこの表現(利子が、労働にたいする関係なしに、資本家同士の関係として表現されること——青山)では完全に消し去られすっかり捨象されてしまうという仕方を与えるのである。利子は二人の資本家のあいだの関係であって、資本家と労働者とのあいだの関係ではないのである。

他方、この利子という形態は、利潤の他方の部分に、企業者利得という、さらに進んで監督賃金という質的な形態を与える。……だから、剰余価値のこの部分(企業者利得の部分——青山)は、もはやけっして剰余価値ではなく、その反対物であり、遂行された労働の等価である。……搾取する労働も、搾取される労働と同じに労働である。利子には資本の社会的形態が属するが、しかしそれは中立な無差別な形態で表されている。企業者利得には資本の経済的機能が属するが、しかしこの機能の特定な、資本主義的な性格は捨象されている。」(大月版『資本論』④ P478B4-480F12)